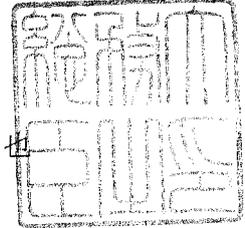




総 政 企 第 58 号  
平 成 20 年 2 月 18 日

統計委員会委員長  
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣  
増 田 寛 也



諮問第 6 号

平成20年に実施される社会教育調査の計画について（諮問）

標記について、平成20年1月21日付け19文科生第490号により文部科学大臣から別添「社会教育調査に係る承認事項の一部変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 施設・事業からみた生涯学習における社会教育の位置づけ

## 生涯学習

### 学校教育

#### 学校基本調査

#### 学校

幼稚園  
小学校  
中学校  
高等学校  
中等教育学校  
特別支援学校  
高等専門学校  
短期大学  
大学  
専修・各種学校

### 社会教育

#### 社会教育調査

社会教育行政	地方公共団体
教育委員会	1,800
首長部局	1,800
社会教育施設	施設数
公民館	18,182
図書館	2,979
博物館	1,196
博物館類似施設	4,418
青少年教育施設	1,320
女性教育施設	183
体育施設	64,835
文化会館	1,885
生涯学習推進センター	約400

児童館  
勤労青少年ホーム  
働く女性の家  
農村女性の家 など

< 他省庁所管生涯学習関連施設 >

学校体育施設

公立社会教育施設  
付帯の体育施設

職場スポーツ施設

体育・スポーツ施設現況調査

教養・技能教授業  
スポーツ施設提供業  
興行業  
学習塾  
公園・遊園地・テーマパーク  
けいこごと  
(茶道 そろばん スミガスクールなど)

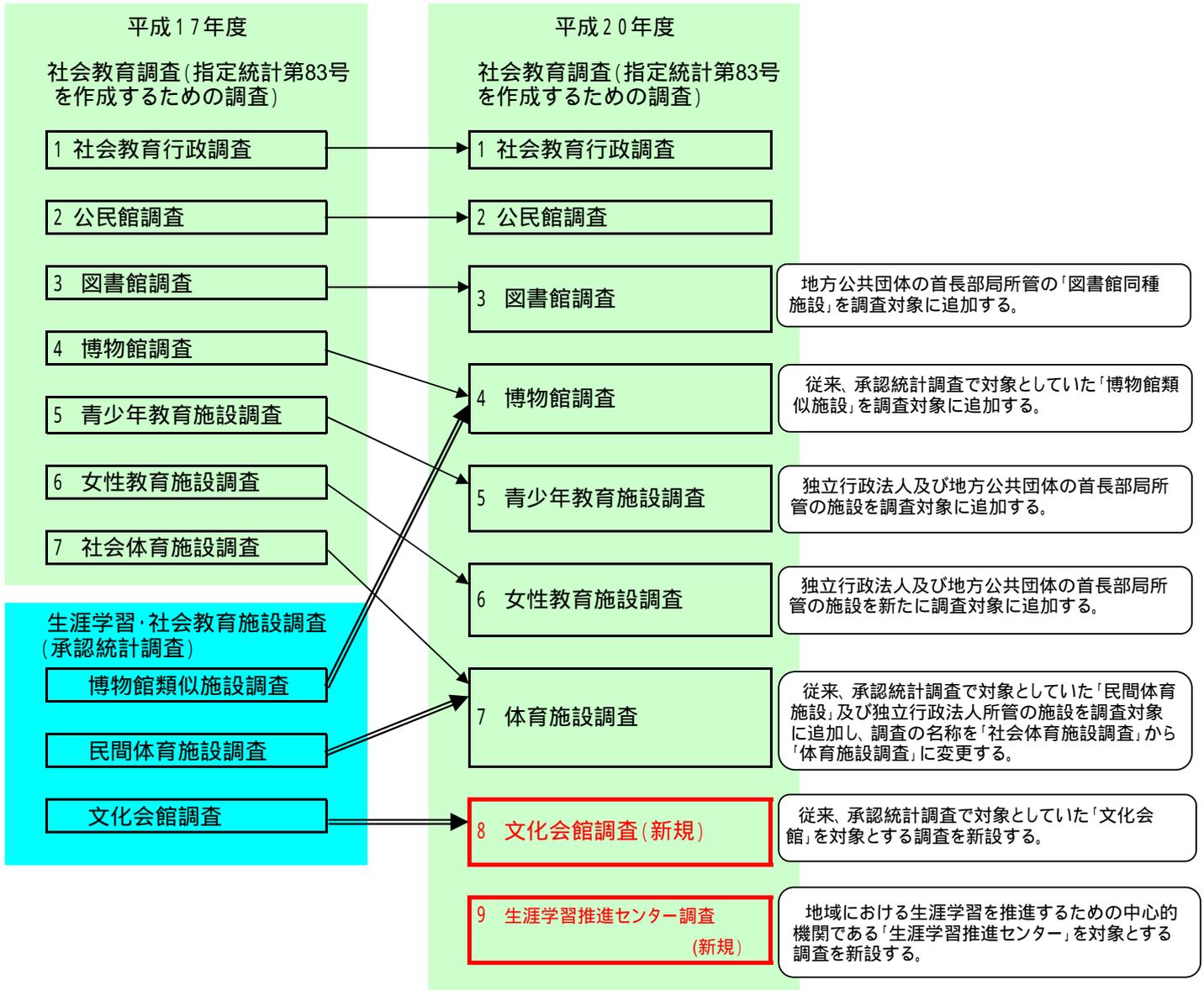
< 民間生涯学習関連事業 >

# 平成20年に実施される社会教育調査の改正内容

## 1. 調査の新設及び調査対象の追加等

<旧>

<新>



生涯学習・社会教育施設調査(承認統計調査)を社会教育調査(指定統計調査)

## 2. 調査事項等の改正

### 主な改正内容

#### 1 行政課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点からの見直し

- (1) 施設の老朽化、耐震化に対応するため、施設の建築年・建築物の構造別の状況を把握する項目を追加
- (2) 生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習推進センターの在り方を検討するため、提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化し(6・80種類)、事業内容・利用状況を詳細に把握するとともに、指導者養成を把握する項目を追加
- (3) 社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加

#### 2 オンライン調査の導入

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン調査の導入

#### 3 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等の資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲の拡大等を行なう。

# 諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される社会教育調査の計画について)

## 1 調査の目的等

社会教育調査（指定統計第 83 号を作成するための調査。以下「本調査」という。）は、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育に関する施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供等の基本的な事項を明らかにし、社会教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

本調査は昭和 30 年以降 3 ～ 5 年ごとに実施され、昭和 50 年調査以降は 3 年ごとに実施されている。

## 2 改正の趣旨

文部科学省では、広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興をその重要施策の一つとして位置付けており、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習に係る機会の整備・推進を図っている。

このような中、本調査は、社会教育行政のための基礎統計としてのみならず、生涯学習分野の関係統計としての役割も事実上担ってきており、このため、社会教育・生涯学習の全体像をよりの確に把握し、行政の課題に対応した基礎資料を整備する観点から、「諮問第301号の答申 平成17年に実施される社会教育調査等の計画について」（平成17年7月8日統計審議会答申）等を踏まえた所要の改正を行う。

## 3 改正内容

### (1) 調査体系の見直し

#### ア 承認統計調査を統合

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備という観点から、これまで、本調査と密接に関連する統計報告の徴集として実施してきた「生涯学習・社会教育施設調査」を本調査に統合し、一体的に調査する。

#### イ 調査の新設

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する座席数300以上のホールを有する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）の利用実態等を把握するため、「文化会館調査」を新設する。

[ 従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加 ]

「生涯学習の整備基盤について（答申）」（平成 2 年 1 月 30 日中央教育審議会答申）において、生涯学習の基盤整備の必要性が示されていることから、地域における生涯学習の中心機関として設置されている生涯学習推進センターの利用状況等を把握するため、「生涯学習推進センター調査」を新設する。

#### ウ 調査対象の追加

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備を図るため、以下の各調査において、調査対象を追加する。

「図書館調査」の調査対象に、地方公共団体の首長部局所管の図書館法（昭和

25年法律第118号)第29条に規定する「図書館同種施設」を追加する。

「博物館調査」の調査対象に、博物館と同種の事業を行い、博物館法(昭和26年法律第285号)第29条に規定する「博物館に相当する施設」と同等以上の規模の施設(博物館類似施設)を追加する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

「青少年教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「女性教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「社会体育施設調査」の調査対象に、独立行政法人及び民間が設置した施設を追加し、調査の名称を「体育施設調査」に変更する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

## エ 主な調査項目の変更

社会教育施設等の老朽化への対応、耐震性の確認が行政課題となっていることから、施設の建築年及び構造を把握する調査項目を追加し、その耐久性を把握する。

[対象調査] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習センターのあり方を検討するため、当該施設が提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化して事業内容を詳細に把握する。

[対象調査] 社会教育行政調査、公民館調査、生涯学習推進センター調査

社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加し、社会教育施設等におけるボランティア活動の実態を把握する。

[対象施設] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

## (2) オンライン調査の導入

調査の円滑な実施と調査客体の負担軽減等を図る観点から、政府統計共同利用システムを活用したオンライン調査を導入する。

## (3) 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等に資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲を拡大する。

別添

平成 20 年に実施される社会教育調査

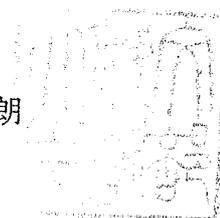
承認申請書類

- 別添 1 社会教育調査の承認事項の一部変更について（承認申請）
- 別添 2 社会教育調査要綱（案）
- 別添 3 社会教育調査調査票（案）

19文科生第490号  
平成20年1月21日

総務大臣 殿

文部科学大臣  
渡海紀三朗



社会教育調査に係る承認事項の一部変更について（申請）

社会教育調査（指定統計第83号を作成するための調査）に係る承認事項の一部を、別紙のとおり変更したいので、統計法第7条2項の規定により申請します。

(案)

## 平成20年度 社会教育調査要綱

## 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

- 1 社会教育行政調査  
都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会，教育事務組合，広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）
- 2 公民館調査
  - (1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館
  - (2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち，市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの
- 3 図書館調査
  - (1) 図書館法第2条に規定する図書館
  - (2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの
- 4 博物館調査
  - (1) 博物館法第2条に規定する博物館
  - (2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設
  - (3) 博物館と同種の事業を行い，博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設
- 5 青少年教育施設調査  
青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い，あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で，地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設
- 6 女性教育施設調査  
女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い，あわせてその施設を女性の利用に供する目的で，地方公共団体，独立行政法人又は民法第34条の法人が設置した社会教育施設
- 7 体育施設調査  
一般の利用に供する目的で地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置した体育館，水泳プール及び運動場等のスポーツ施設
- 8 文化会館調査  
地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置する文化会館（劇場，市民会館，文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの
- 9 生涯学習推進センター調査  
地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

## 調査事項

- 1 社会教育行政調査  
別添様式第1号に定める調査票により，次の事項を調査する。
  - (1) 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項
  - (2) 社会教育委員等に関する事項
  - (3) 社会教育関連事業の実施状況
  - (4) 関係法人数

- 2 公民館調査  
別添様式第2号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 施設の種別
  - (3) 設置者及び管理者に関する事項
  - (4) 職員に関する事項
  - (5) 施設・設備に関する事項
  - (6) 事業実施に関する状況
  - (7) 施設の利用状況
  - (8) ボランティア活動に関する事項
  - (9) 公民館運営審議会等の設置状況
  
- 3 図書館調査  
別添様式第3号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 設置者及び管理者に関する事項
  - (3) 本館又は分館の別
  - (4) 職員に関する事項
  - (5) 施設・設備に関する事項
  - (6) 事業実施に関する事項
  - (7) 施設の利用状況
  - (8) ボランティア活動に関する事項
  - (9) 図書館協議会等の設置状況
  
- 4 博物館調査  
別添様式第4号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 博物館の種別
  - (3) 設置者及び管理者に関する事項
  - (4) 職員に関する事項
  - (5) 施設・設備に関する事項
  - (6) 事業実施に関する事項
  - (7) 施設の利用状況
  - (8) ボランティア活動に関する事項
  - (9) 博物館協議会等の設置状況
  
- 5 青少年教育施設調査  
別添様式第5号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 施設の種別
  - (3) 設置者及び管理者に関する事項
  - (4) 職員に関する事項
  - (5) 施設・設備に関する事項
  - (6) 事業実施に関する事項
  - (7) 施設の利用状況
  - (8) ボランティア活動に関する事項
  
- 6 女性教育施設調査  
別添様式第6号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 設置者及び管理者に関する事項
  - (3) 職員に関する事項
  - (4) 施設・設備に関する事項
  - (5) 事業実施に関する事項
  - (6) 施設の利用状況
  - (7) ボランティア活動に関する事項
  
- 7 体育施設調査  
別添様式第7号に定める調査票により、次の事項を調査する。
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 設置者及び管理者に関する事項

- (3) 施設の種類
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項

8 文化会館調査

別添様式第8号に定める調査票により、次の事項を調査する

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者の別
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項

9 生涯学習推進センター調査

別添様式第9号に定める調査票により、次の事項を調査する

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者の別
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項

調査の実施時期

調査の実施時期は、平成20年10月1日現在とする。

調査の方法

1 調査の申告義務者は次のとおりとする。

- (1) 公民館調査.....(ア) 市町村立及び私立の公民館の長  
(イ) 市町村立の公民館類似施設の長
- (2) 図書館調査.....(ア) 都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長  
(イ) 都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長
- (3) 博物館調査.....(ア) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同  
利用機関法人を含む）の博物館相当施設及び博物館類似  
施設の長  
(イ) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当  
施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団  
体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及  
び博物館類似施設を含む）の長
- (4) 青少年教育施設調査.....都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施  
設の長
- (5) 女性教育施設調査.....都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教  
育施設の長
- (6) 体育施設調査.....都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の社会体  
育施設の長
- (7) 文化会館調査.....都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の文化会  
館の長
- (8) 生涯学習推進センター調査...都道府県立及び市町村立の生涯学習推進センターの長

2 地方公共団体の長又は教育委員会が作成する調査票は次のとおりとする。

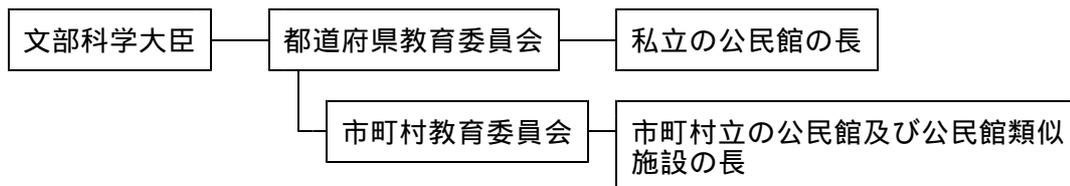
- (1) 社会教育行政調査票.....(ア) 都道府県教育委員会  
(イ) 市町村教育委員会
- (2) 体育施設調査票.....施設の長が置かれていない場合に限り、当該施設を設置す  
る地方公共団体の長又は教育委員会

3 調査票の配布及び収集の系統は、次のとおりとする。

(1) 社会教育行政調査票



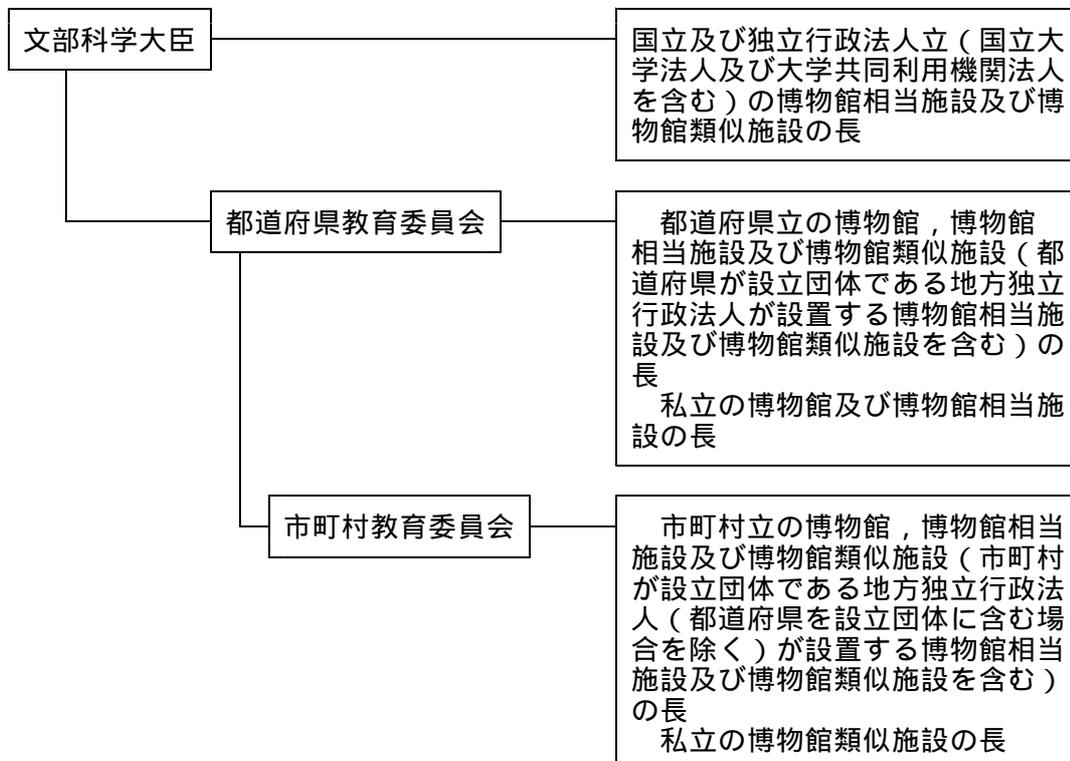
(2) 公民館調査票



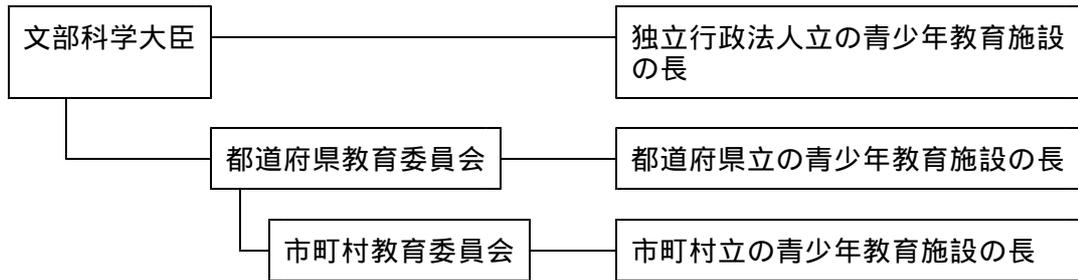
(3) 図書館調査票



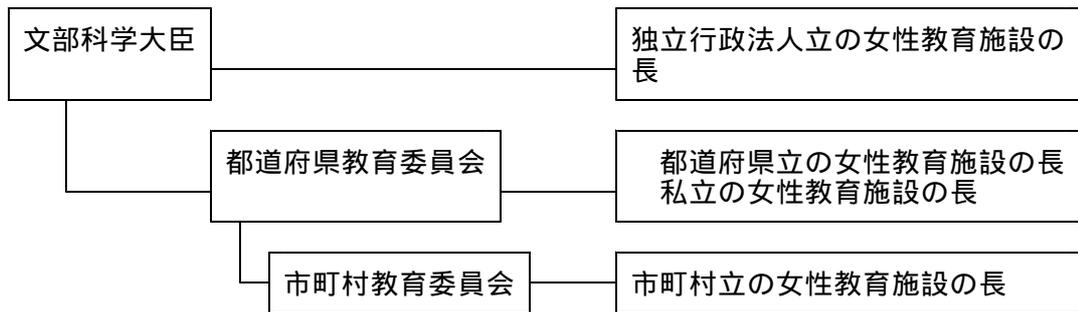
(4) 博物館調査票



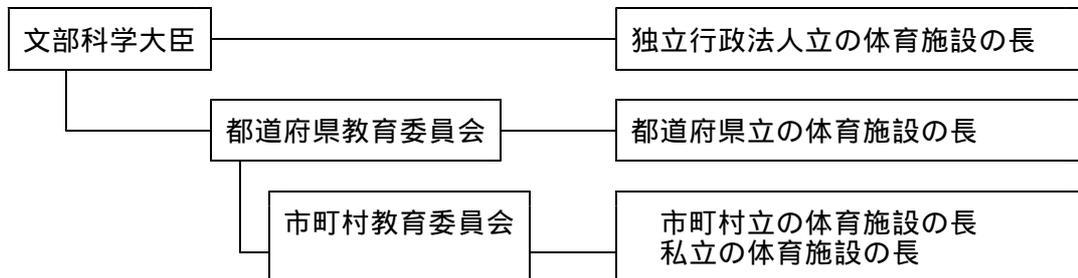
(5) 青少年教育施設調査票



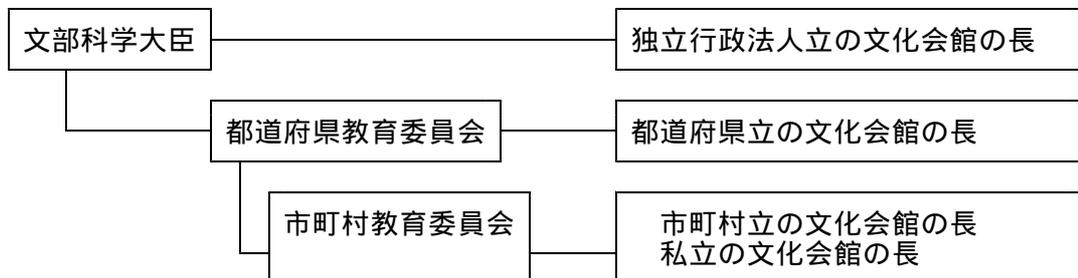
(6) 女性教育施設調査票



(7) 体育施設調査票



(8) 文化会館調査票



(9) 生涯学習推進センター調査



4 調査票の配布・提出及び提出期日等

- (1) 調査票の配布・提出は、次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、申告義務者に調査票を配布する。
  - イ 申告義務者は、調査票の配布及び取集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (2) 申告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 ..... 平成20年11月20日
  - イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者 ..... 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日
- (3) 市町村教育委員会は、申告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、申告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成20年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

5 電子調査票収集システムによる申告

- (1) 調査票の提出は、文部科学省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下、「電子調査票収集システム」という。）を使用して行うことができる。
- (2) 電子調査票収集システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号等その他必要な事項を電子調査票収集システムにより届け出るものとする。
- (3) 電子調査票収集システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- (4) 電子調査票収集システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

集計事項及び集計方法

A 集計事項

おおむね次の事項について集計する。

1 社会教育行政調査

- (1) 教育委員会事務局の職名別社会教育関係職員数
- (2) 社会教育主事の設置状況
- (3) 社会教育委員及び社会教育関係指導員数
- (4) 社会教育関連事業実施件数及び参加者数
- (5) 関係法人数

2 公民館調査

- (1) 設置者別、種類別施設数
- (2) 職員数
- (3) 建物の単独・複合別施設数
- (4) 建物の構造別施設数
- (5) 施設・設備の状況
- (6) 事業実施件数及び参加者数

- (7) 開館状況
  - (8) 利用団体及び利用者数
  - (9) ボランティアの活動状況
  - (10) 公民館運営審議会等の設置施設数
- 3 図書館調査
- (1) 設置者別図書館数
  - (2) 職員数
  - (3) 建物の単独・複合別図書館数
  - (4) 建物の構造別図書館数
  - (5) 施設・設備の状況
  - (6) 日本10進分類等図書冊数
  - (7) 登録者数, 帯出者数及び帯出冊数
  - (8) 事業実施件数及び参加者数
  - (9) 開館状況
  - (10) ボランティアの活動状況
  - (11) 図書館協議会等の設置館数
- 4 博物館調査
- (1) 設置者別, 種類別博物館数
  - (2) 職員数
  - (3) 登録(指定)年別, 建物の単独・複合別博物館数
  - (4) 土地面積及び建物面積別博物館数
  - (5) 施設・設備の状況
  - (6) 種類別資料数
  - (7) 開館状況
  - (8) 入館者数
  - (9) ボランティアの活動状況
  - (10) 博物館協議会等の設置館数
- 5 青少年教育施設調査
- (1) 設置者別, 種類別施設数
  - (2) 職員数
  - (3) 設置年別, 建物の単独・複合別施設数
  - (4) 建物の構造別施設数
  - (5) 施設・設備の状況
  - (6) 事業実施件数及び参加者数
  - (7) 利用者数
  - (8) 開館状況
  - (9) ボランティアの活動状況
- 6 女性教育施設調査
- (1) 設置者別, 種類別施設数
  - (2) 職員数
  - (3) 設置年別, 建物の単独・複合別施設数
  - (4) 建物の構造別施設数
  - (5) 施設・設備の状況
  - (6) 事業実施件数及び参加者数
  - (7) 利用者数
  - (8) 開館状況
  - (9) ボランティアの活動状況
- 7 体育施設調査
- (1) 設置者別, 種類別施設数
  - (2) 職員数
  - (3) 施設の種類の別, 規模別施設数
  - (4) 開設状況
  - (5) 事業実施件数及び参加者数
  - (6) 利用者数
  - (7) ボランティアの活動状況

- 8 文化会館調査
  - (1) 設置者別，種類別施設数
  - (2) 職員数
  - (3) 建物面積別施設数
  - (4) 施設・設備の状況
  - (5) 開館状況
  - (6) 事業実施件数及び参加者数
  - (7) ボランティアの活動状況
  
- 9 生涯学習推進センター調査
  - (1) 設置者別，種類別施設数
  - (2) 職員数
  - (3) 建物の単独・複合別施設数
  - (4) 建物の構造別施設数
  - (5) 施設・設備の状況
  - (6) 事業実施件数及び参加者数
  - (7) 開館状況
  - (8) 利用団体及び利用者数
  - (9) ボランティアの活動状況

集計事項の詳細については，別紙参照のこと。

- B 集計方法  
都道府県教育委員会等から提出された調査票を，文部科学省において集計する。

#### 結果の公表の方法

- 1 この調査の結果は，文部科学大臣が社会教育調査報告書及びその他の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。
- 2 都道府県教育委員会は，当該都道府県についての調査の結果を文部科学大臣の公表前に公表することができる。ただし，この場合においては，文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとする。

#### 調査票等の保存期間

- 1 文部科学省における調査票及び関係書類の保存期間は文部科学大臣の公表の日から1年間とし，調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）の保存期間は文部科学大臣の公表の日から5年間とする。
- 2 都道府県における関係書類の保存期間は，文部科学大臣の公表の日から1年間とする。

平成 年 月 日

**社会教育調査電子調査票収集システム使用廃止届出書**

(申告者)

## 社会教育調査電子調査票収集システム使用の廃止について

平成 年度社会教育調査における電子調査票収集システムの使用を廃止したいので、届け出ます。

記

所在地	( )
施設の種別	
施設整理番号	
施設名称	
担当者氏名	
電話番号	

(注) 本届出書は、社会教育調査要綱「 調査の実施時期及び方法 5(2)」に基づき電子調査票収集システムにより届け出た後に、電子調査票収集システムの使用を廃止した場合に提出する。